

実施要領等に関する質問に対する回答

No.	資料名	頁	項目	質問	回答
1	仕様書	12	第2 2(2) キ(ア) b(c)	(c) “検便の結果により、就業制限が必要な感染症に り患した場合は、速やかに適切な治療を受けるとと もに、制限の解除に際しては、保健所等の発行する 就業許可証明書を市に提出すること。”とありますが、 どういった感染症を想定していますでしょうか。	現時点では、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に 関する法律」第18条（就業制限）に規定されている感染症のうち、 主には、三類感染症（腸管出血性大腸菌感染症等）を想定してい ます。 今後、新たな感染症等が発生し国等から基準が示された場合 は、対応を変更する可能性があります。